



2026年5月13日

各 位

東京都港区東新橋1丁目5番2号  
会社名 : 森永乳業株式会社  
代表者名 : 取締役社長 大 貫 陽 一  
(コード: 2264 東証プライム)  
問合せ先 : コーポレート戦略本部  
総務部長 桑 村 典 和  
(TEL 03-6281-4680)

## 株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更並びに株主優待制度に関するお知らせ

当社は、2026年5月13日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。また、株式分割に伴う株主優待制度につきまして、併せてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割について

##### (1) 株式分割の目的

株式を分割し、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、より一層投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上および投資家層の拡大を図ることを目的としております。あわせて、還元施策や継続的な対話等を通じて、中長期的な視点での株主の皆さまとの関係強化にも努めてまいります。

##### (2) 株式分割の概要

###### ①株式分割の方法

2026年6月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき4株の割合をもって分割いたします。

###### ②株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	86,179,786株
今回の株式分割により増加する株式数	258,539,358株
株式分割後の発行済株式総数	344,719,144株
株式分割後の発行可能株式総数	1,152,000,000株

###### ③株式分割の日程

基準日公告日	2026年6月15日(月)
基準日	2026年6月30日(火)
効力発生日	2026年7月1日(水)

### (3) その他

#### ①資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

#### ②当社取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整

2018年6月28日開催の当社第95期定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く。）に対して各事業年度に割り当てる譲渡制限付株式の総数15,000株を上限とし、株式分割が行われた場合には当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができることをご承認いただいております。これに基づき、2023年12月1日を効力発生日とする株式分割に伴い、譲渡制限付株式の総数の上限を30,000株としており、2026年7月1日より120,000株といたします。

## 2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

### (1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年7月1日をもって当社定款第5条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

### (2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億8千8百万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>11億5千2百万株</u> とする。

### (3) 定款変更の日程

効力発生日	2026年7月1日(水)
-------	--------------

## 3. 株主優待制度について

当社では、株主の皆さまからの日頃のご支援にお応えするとともに、当社商品へのご理解を深めていただくことを目的として、株主優待制度を実施しています。毎年9月30日現在の株主名簿に記録された100株(1単位)以上ご所有の株主さまに対し、その保有株式数に応じて、当社商品詰合せをお届けする、または同等金額の寄付のいずれかをお選びいただける制度です。

2026年9月30日時点の株主さまを対象とした株主優待制度の内容につきましては、2026年8月末までを目途に決定のうえ、開示する予定です。また、株式分割前の既存株主さまについては、今回の株式分割により優待額等が現行制度を下回らないよう検討しております。

現在の株主優待制度の詳細につきましては、当社ウェブサイト

(<https://www.morinagamilk.co.jp/ir/stock/benefit.html>)をご参照ください。

以上